

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※事業者点数	営業所点数
一般乗用	令和3年2月1日	アルプス第一交通株式会社 (法人番号5100001017094) 代表者上條良民	長野県大田市大字大町3168番地	駅前本社営業所	長野県大田市大字大町3168番地	文書警告	道路運送法(以下「法」)第23条第3項及び法第27条第3項	令和2年12月23日、監査実施。3件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任解任届出違反(道路運送法第23条第3項)(2)整備管理者選任(変更)の未届出、虚偽届出(道路運送車両法第52条)(3)乗務員台帳の記載不備(運輸規則第37条第1項)	0	0
一般乗用	令和3年2月26日	株式会社中能登タクシー (法人番号8220001015711) 代表者中村巖	石川県鹿島郡中能登町能登部上ヲ部95番地	本社営業所	石川県鹿島郡中能登町能登部上ヲ部95番地	輸送施設の使用停止(10日車)	道路運送法第27条第3項	令和2年10月8日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。